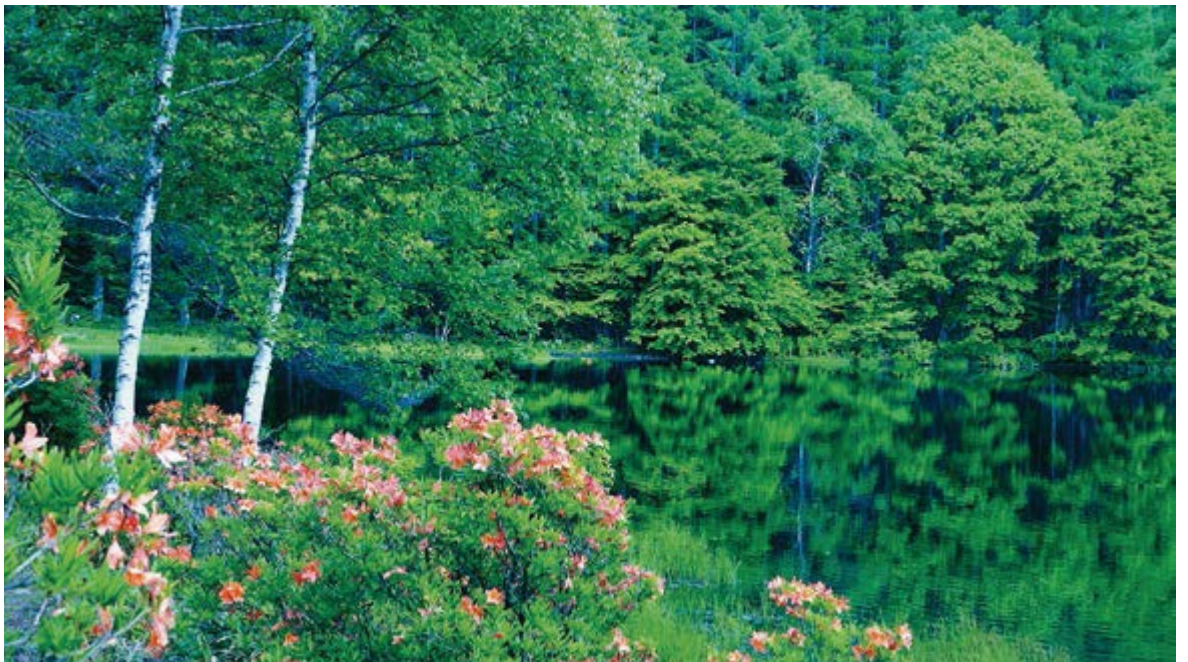


第5章

計画の推進にあたって

- 1 計画推進のための体制
- 2 計画の進行管理
- 3 計画の見直し



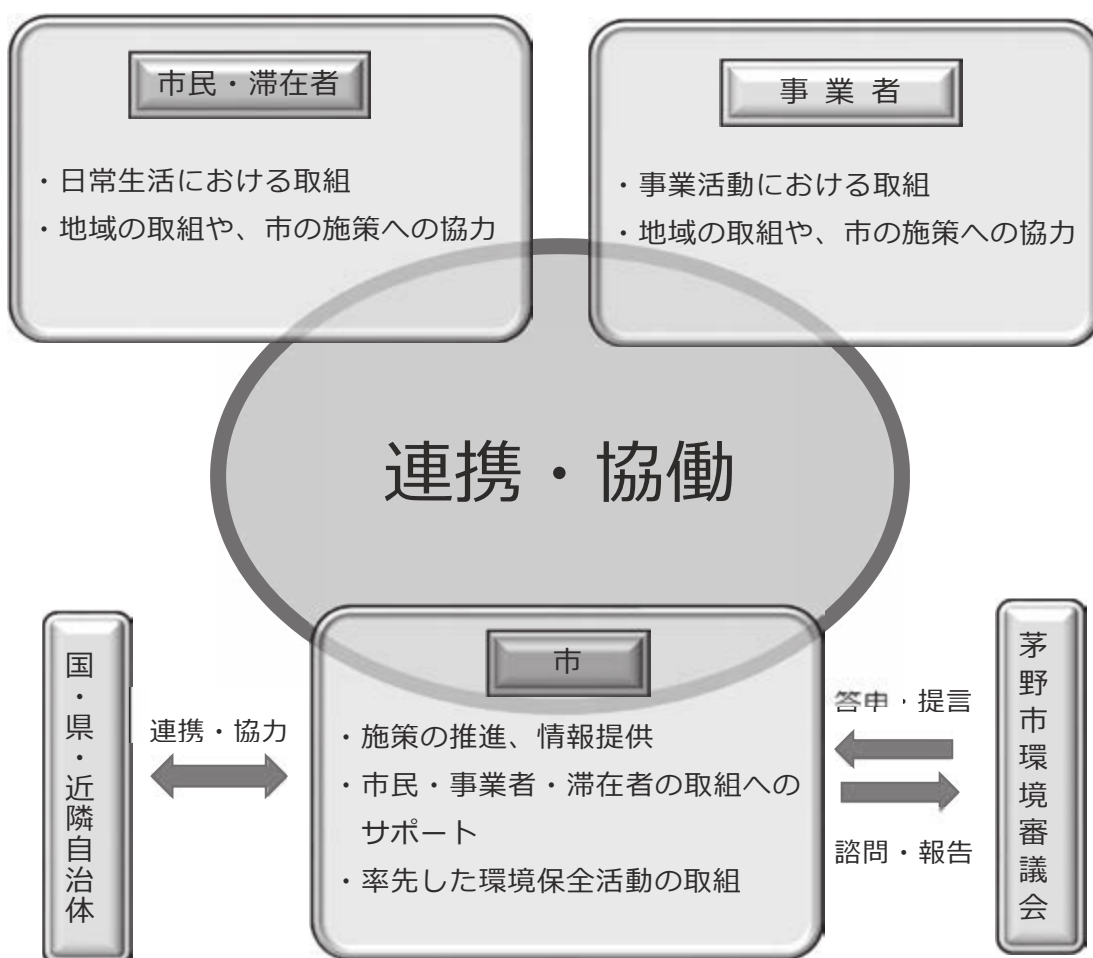
初夏の御射鹿池（6月中旬）

第5章 計画の推進にあたって

1 計画推進のための体制

本計画は、市民・事業者・滞在者・市のそれぞれの主体が役割を認識し、自ら積極的に環境に配慮した行動をとることや、協働により環境保全活動に取り組むことが必要です。すべての主体が、目指す環境都市像を実現するために、それぞれの行動の指針に沿って計画を推進します。

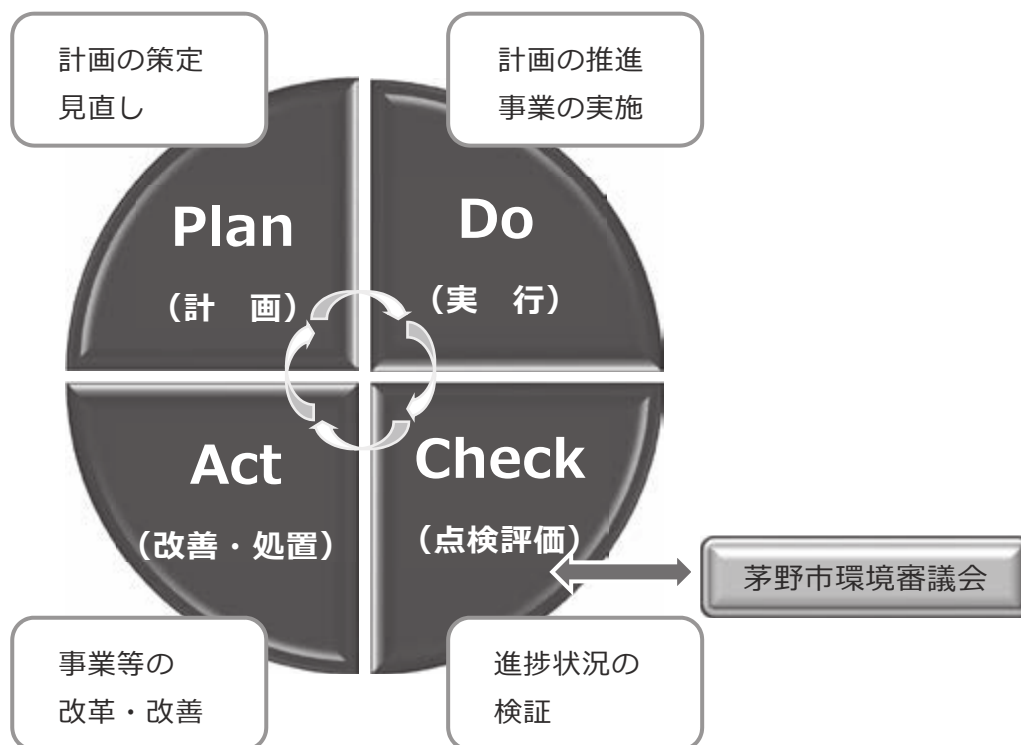
また計画の推進のために、すべての主体が参加し協働する組織づくりを目指します。



2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、P D C Aサイクルによって進行管理を行います。

Plan（計画）—Do（実行）—Check（点検評価）—Act（改善・処置）を繰り返すことにより、実効性が高く効果的な施策を実施し、計画の推進を図ります。



3 計画の見直し

「第2次茅野市環境基本計画」の計画期間は、2018年度から2027年度の10年間です。

計画の進行状況や市総合計画等の他の分野別計画との関連、法律等の改正、社会情勢の変化等に応じて、随時見直しを行います。

